

小野市ごみ処理基本計画



令和 7 年 1 1 月



小 野 市

小野市ごみ処理基本計画 目次

第 1 章 基本的事項	1
(1) 本計画の位置づけ	1
(2) 計画期間と対象	1
(3) 基本方針	2
(4) 地域の概要	4
(5) 人口・世帯等の状況	4
(6) 産業構造の状況	6
(7) 土地利用の状況	7
第 2 章 ごみ処理の現状	9
(1) ごみ処理の沿革	9
(2) ごみの分別	10
(3) ごみ処理の流れ	11
(4) ごみ排出量の実績と動向	12
(5) ごみの組成分析	16
(6) ごみ処理の実績	17
(7) 減量化・再生利用施策	20
(8) ごみ処理の評価	22
(9) 課題の抽出	24
第 3 章 将来推計	26
(1) 将来人口の推計	26
(2) ごみ排出量の推計	26
第 4 章 ごみ処理基本計画	27
(1) 基本理念	27
(2) 基本方針	27
(3) 目標の設定	28
(4) ごみ排出量抑制のための方策	28
(5) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	30
(6) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的な事項	30
(7) ごみ処理施設の整備に関する事項	31

(8) 持続可能なごみの処理体制に関する事項.....	32
(9) その他ごみの処理に関し必要な事項	33

第 5 章 フォローアップ.....	34
--------------------	----

(1) 計画の周知.....	34
(2) 計画の進行管理	34
(3) 計画の見直し.....	34

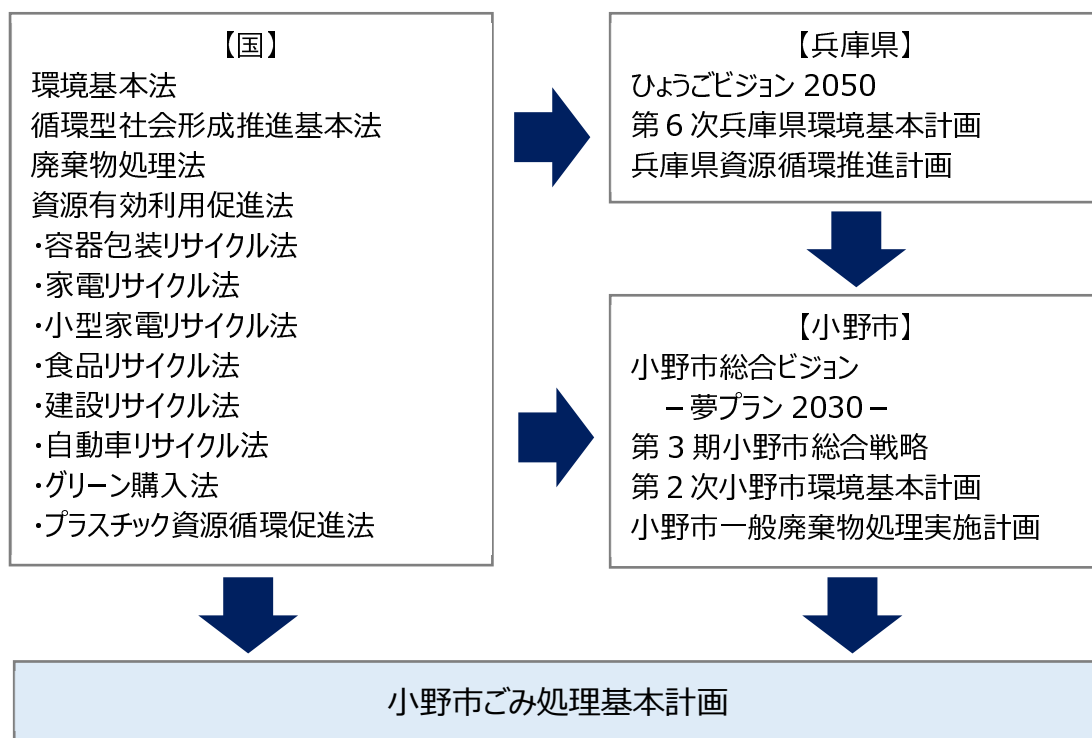
第1章 基本的事項

小野市ごみ処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、本市が長期的・総合的視点に立ち、計画的なごみ処理を実施するための骨子となるものであり、ごみの発生から最終処分に至るまで、ごみの適正な処理及びごみ排出量の抑制を推進するために必要な基本的事項を定めるものである。

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、本市の一般廃棄物処理の指針として策定するものである。本計画の策定に当たっては、関係法令及び国や県が定める諸計画及び本市における上位計画である「小野市総合ビジョン－夢プラン 2030－」、「第3期小野市総合戦略」、「第2次小野市環境基本計画」との整合性を図るものとする。

図表 1-1 計画の位置付け



(2) 計画期間と対象

本計画の計画期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とする。2030（令和12）年度を中間目標年度とし、計画の点検、進捗状況の確認を行う。

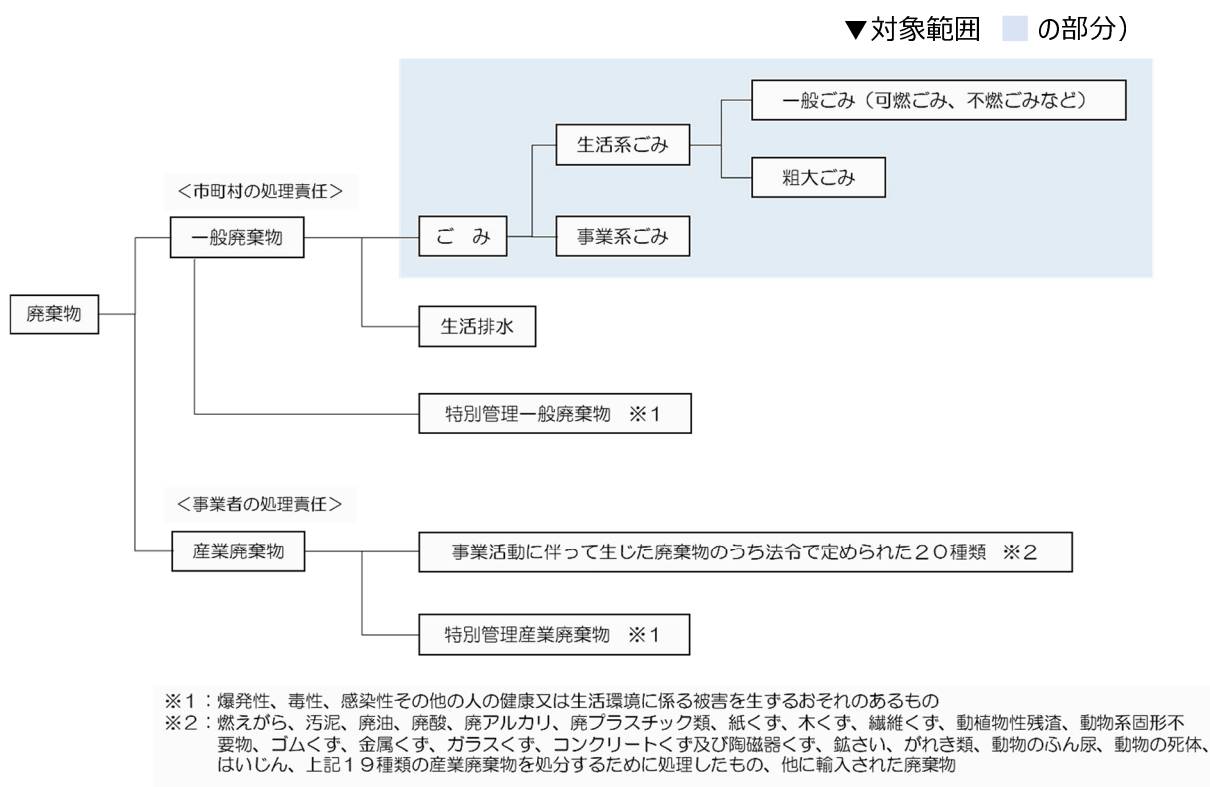
本計画の計画処理区域は、本市全域とし、本計画において対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち「ごみ」とする。

図表 1-2 計画の期間

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	計画策定	初年度				中間目標年度					最終年度

← 計画期間 10年 →

図表 1-3 計画の対象範囲



(3) 基本方針

本計画は、上位計画である「小野市総合ビジョン－夢プラン 2030－」、「第3期小野市総合戦略」、「第2次小野市環境基本計画」に基づいて策定している。

◆小野市総合ビジョン－夢プラン 2030－（抜粋）

計画期間	2022（令和 4）年度～2030（令和 12）年度
基本理念	人いきいき まちわくわく ハートフルシティ おの ―NEXT STAGE―
基本方針	基本方針 I 安全・安心で快適に暮らせる
基本分野	分野 5 環境衛生対策の充実 ○環境負荷を低減するため、地域全体で、ごみの減量化とリサイクルを推進するとともに、不法投棄を防止するまちづくりが広がっている。

◆第 3 期小野市総合戦略（抜粋）

計画期間	2024（令和 6）年度～2027（令和 9）年度
基本目標	基本目標 VI “挑戦し進化し続けるまち”へ 新しい時代の力を活かす環境の創出
施 策	施策 2 脱炭素社会への取組と持続可能なまちづくり 地球温暖化は、気候変動、自然災害の発生につながり、生態系や社会生活にも影響を与えています。この対策として、将来的な脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーの利用や循環型社会の形成などの環境に配慮した取組を推進します。

◆第 2 次小野市環境基本計画（抜粋）

計画期間	2020（令和 2）年度～2030（令和 12）年度
目指すべき環境像	人と自然が共生する「エコ・シティおの」の推進 ～次世代に誇れる環境の保全と創造～
環境目標	環境目標 3【資源循環】 限りある資源を大切にする資源循環型のまちづくり
環境施策	（1）廃棄物の 3R の推進 ①リデュース（発生抑制）の推進 ②リユース（再使用）の推進 ③リサイクル（再生利用）の推進 （2）廃棄物の適正処理の推進 ①廃棄物の適正な処理体制の確保 ②事業系廃棄物の適正処理の推進 ③不法投棄の防止と監視体制の強化 ④高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築 ⑤災害廃棄物処理体制の構築

(4) 地域の概要

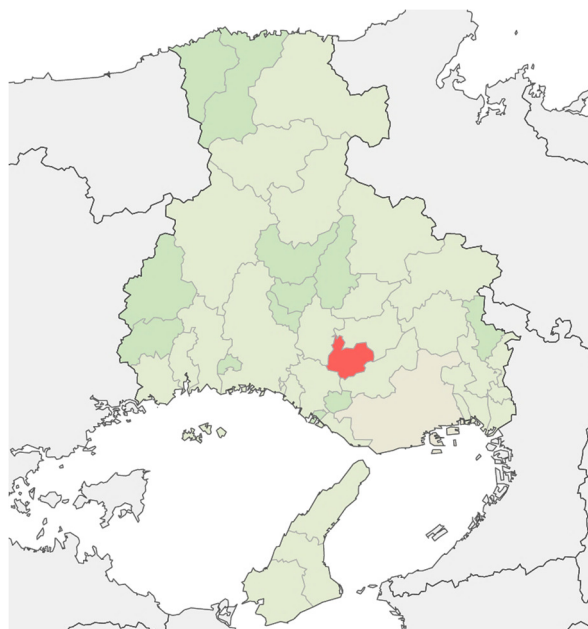
本市は、兵庫県の南東部、播磨平野の中央部に位置しており、市域は、東西 11.8 Km、南北 11.2km、総面積 93.84 km²の広さを有している。

西部には県下最大の流域をもつ一級河川加古川が北から南に貫流し、東部には日本標準時子午線が通っている。気候は、瀬戸内式気候に属し、温暖少雨な地域である。

J R加古川線、神戸電鉄粟生線、北条鉄道が運行する交通結節点として位置づけられ、市の南側には山陽自動車道、市境界から北側へ約 5 k mの位置に中国自動車道が通り、神戸・大阪方面へのアクセスの良い、利便性に恵まれた播磨内陸地域の中心地となっている。

古くからそろばんと家庭用刃物の生産地として順調に発展してきたが、近年は、小野工業団地等の既存の産業用地に加え、ひょうご小野産業団地など新たな産業拠点が整備され、多様な企業が進出している。また、南北交通の軸となる国道 175 号を中心に、東播磨地域と北播磨地域を結ぶ東播磨南北道路や山陽自動車道三木 S A のスマートインターチェンジ整備といった道路交通網の充実を契機に、更なる飛躍を遂げようとしている。

図表 1-4 位置図

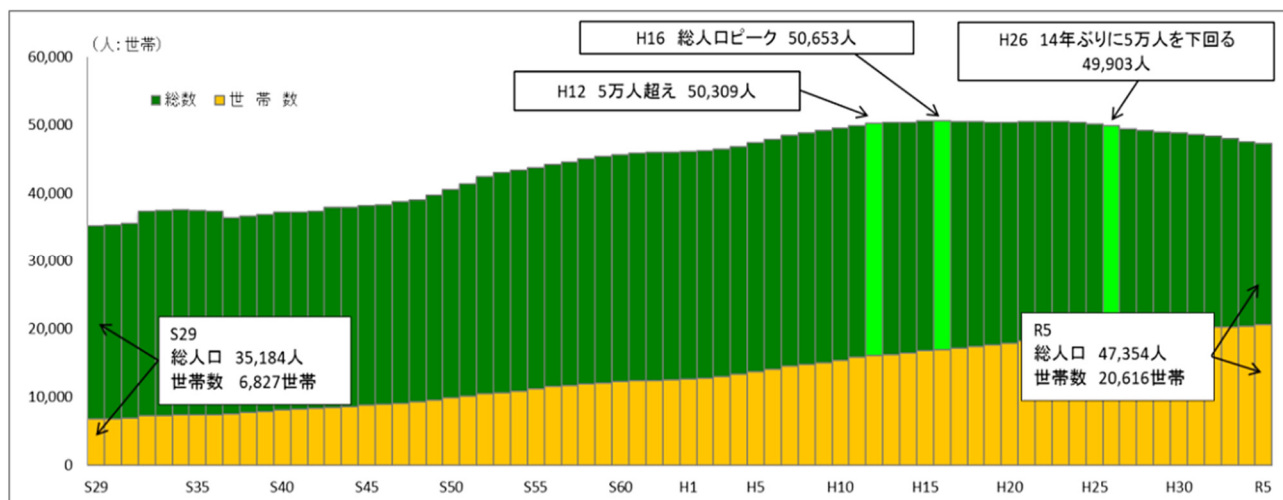


(5) 人口・世帯等の状況

本市の人口は、市制施行以来増加を続け、平成 12 年には 5 万人を超えた。その後は、子育て支援施策を手厚く展開するも微増・微減を繰り返しながら平成 26 年には 5 万人を下回り、令和 6 年には 47,006 人となっている。今後も人口減少傾向が続くと予想される。また、男女別 1 歳刻み人口を見ると、73～75 歳の階層（団塊の世代）と 48～51 歳の階層（団塊ジュニア世代）の 2 つの頂点がある構造となっている。

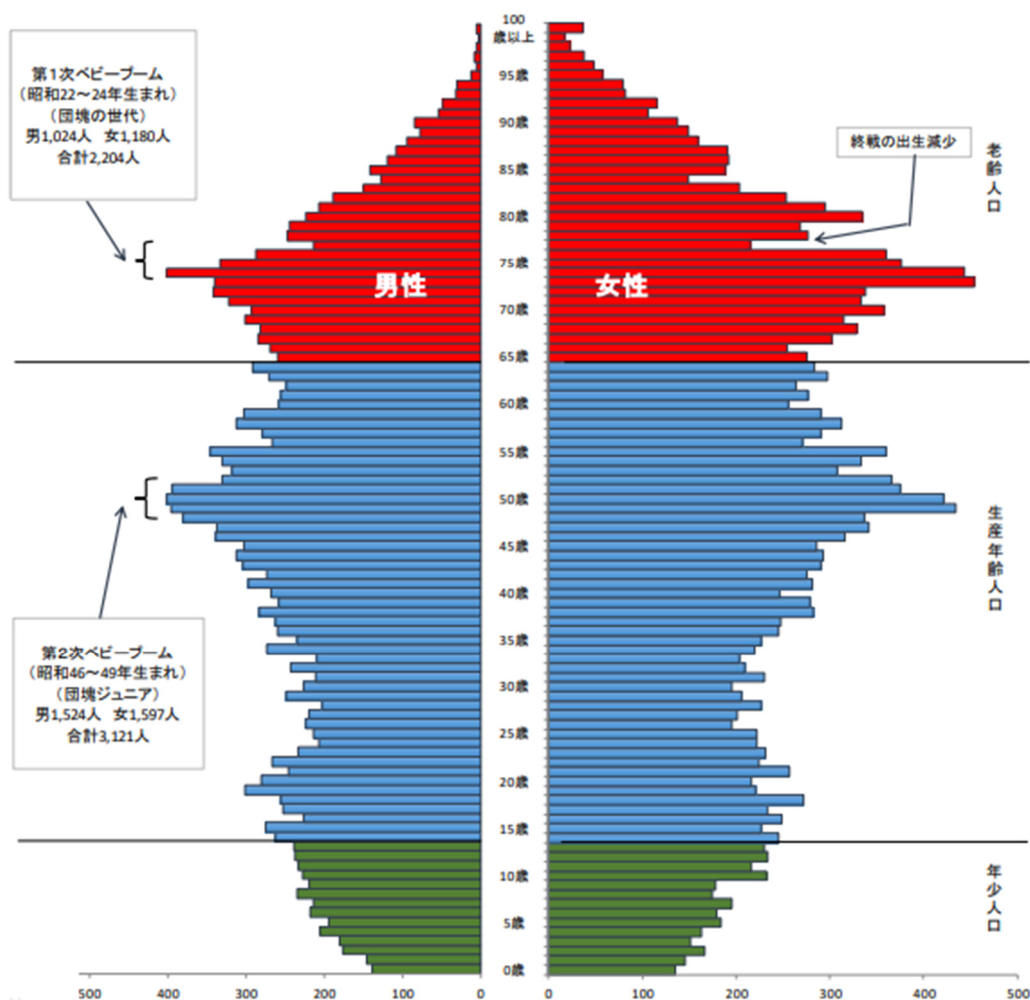
また、世帯数については一貫して増加しており、令和 6 年の世帯数は 20,761 世帯となっている。核家族化・少子化の影響を受け、1 世帯当たりの平均人員は、減少し続けている。

図表 1-5 人口・世帯数の推移 出典「小野市人口ビジョン」



図表 1-6 人口ピラミッド 出典「小野市人口ビジョン」

人口ピラミッド(令和5年3月31日)

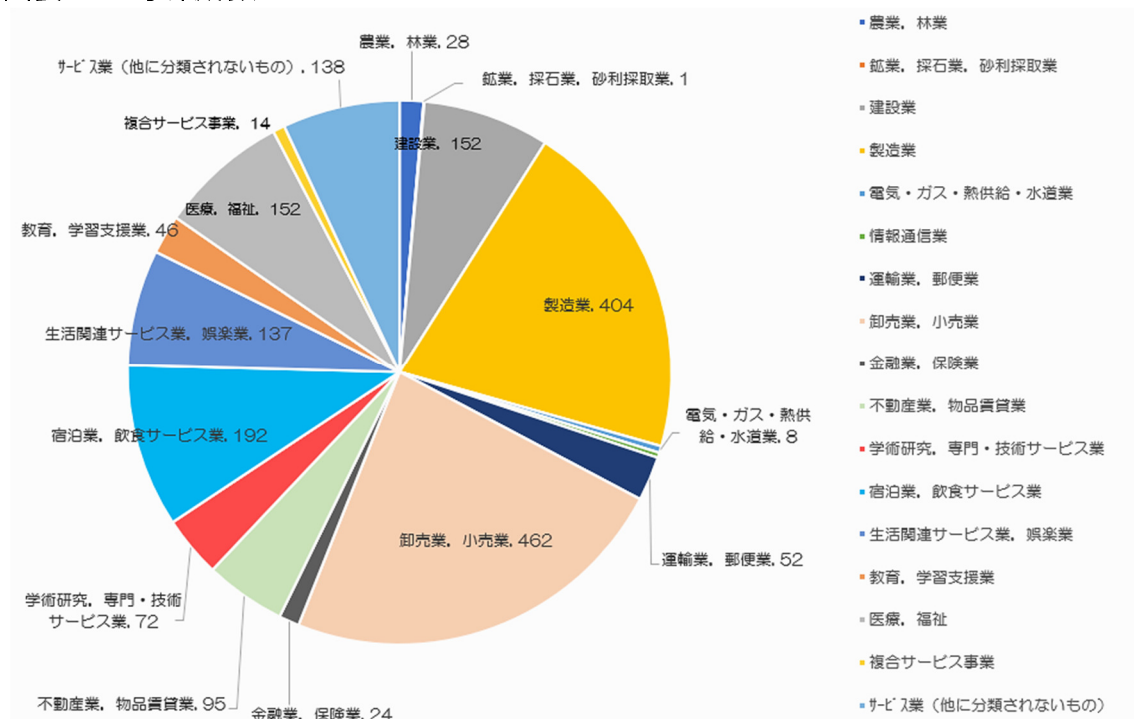


(6) 産業構造の状況

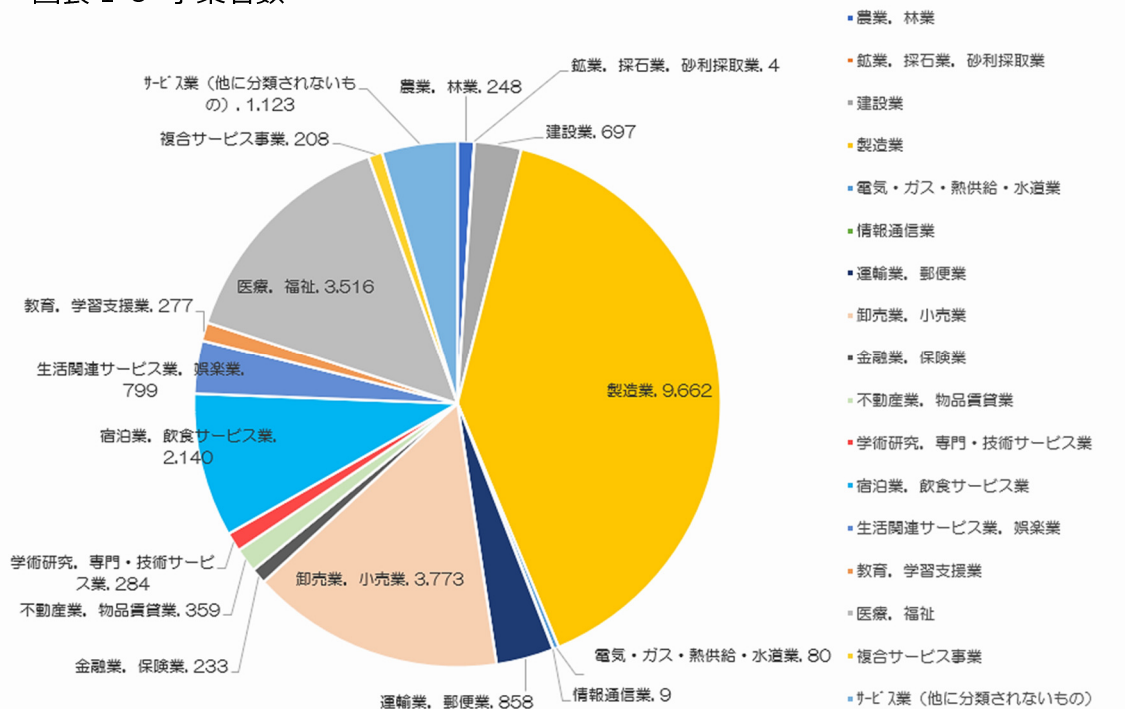
本市の令和 3 年の総事業所数は 1,980 事業所、総就業者数が 24,270 人となっている。製造業及び卸売業・小売業の割合が高く、事業所数で 4 割超、就業者数で 5 割超を占めている。

南に山陽自動車道、北に中国自動車道と高規格幹線道路が整備され、京阪神から車で約 1 時間というアクセスの良さを活かし、「小野工業団地・小野流通等業務団地」に加え、兵庫県との共同事業として「ひょうご小野産業団地」を整備した結果、それらの先端技術企業による出荷額が市内出荷額の 5 割超を占めている。

図表 1-7 事業所数



図表 1-8 事業者数



(7) 土地利用の状況

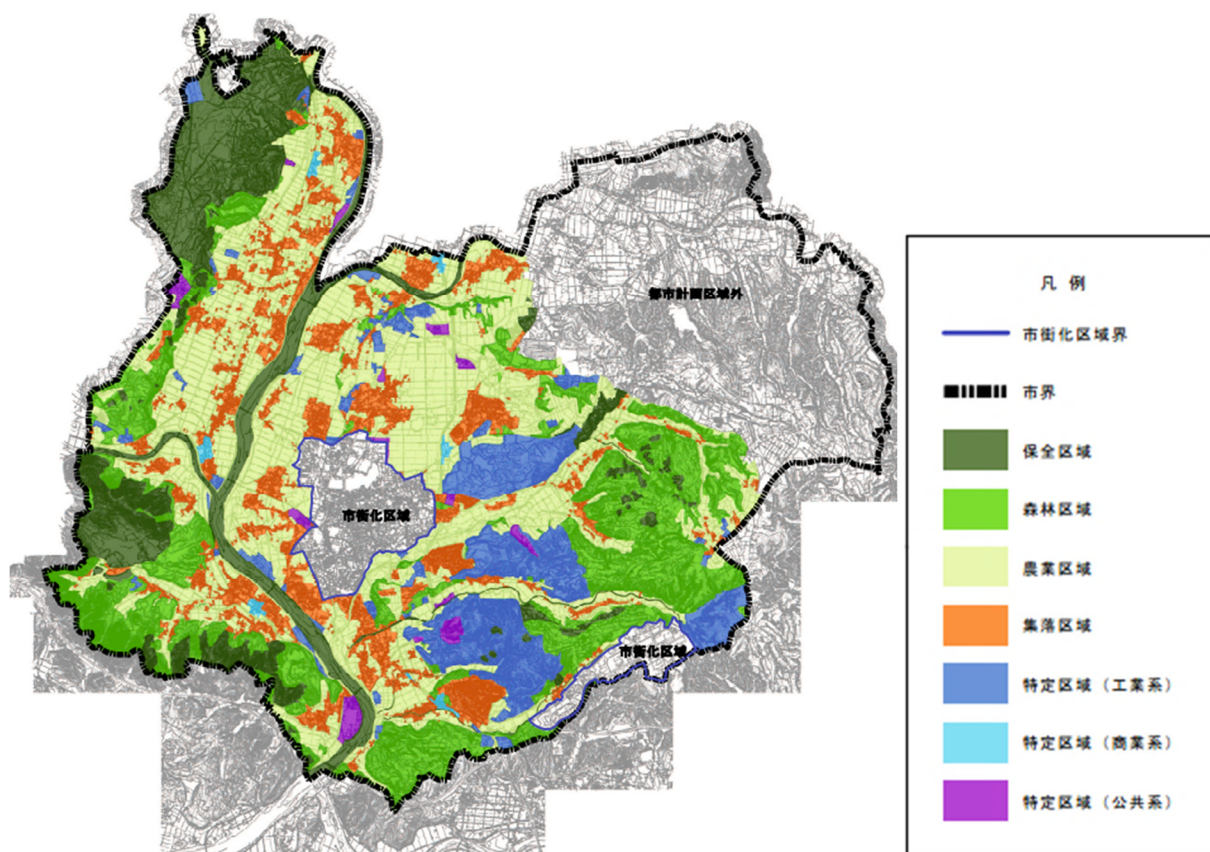
令和5年度において市域9,384haのうち、7,508haが都市計画区域となっており、そのうち541haが優先的かつ計画的に市街化を進めるべき市街化区域に指定されているところである。

本市では、小野駅周辺の「中心市街地」と、市役所周辺の商業・業務・文化・行政等の複合的な都市機能を有する「シビックゾーン」において、都市機能の集積と分担を行い、複合的な都市機能の集積と再生、都市拠点の充実を図るとともに、住宅地ゾーンでは、安全な市街地の形成と良質な住宅地としての整備を進める方針としている。

市街化区域においては、持ち家のニーズも底堅く、農地や未利用地等を中心に住宅開発が盛んに行われている。また、市役所庁舎移転を契機に図書館東側の一団の農地を市街化区域に編入し、幹線道路沿いに店舗の立地が可能な商業ゾーンを整備する図書館東地区市街地開発事業が進められている。加えて、本市の中心部に位置する浄谷黒川丘陵地（市所有、約95ha）において、新たなごみ処理施設の建設を計画するとともに、産業用地としての活用に向けた準備を進めている。

また、市街化調整区域の集落地や田園共生地は、良好な住環境の保全を図りつつ、定住環境の確保をめざした土地利用の方針としている。

図表 1-9 土地利用計画図

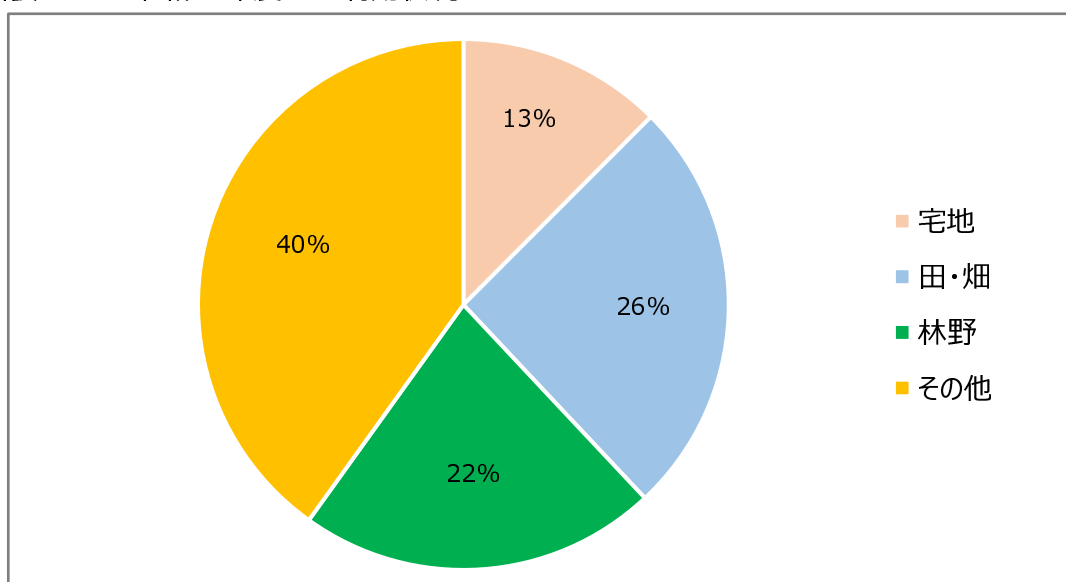


図表 1-10 地目別面積 出典「固定資産概要調書」

(km²)

年	宅地	田	畑	林野	その他
H30	11.26	22.95	1.31	20.89	37.27
R1	11.30	22.86	1.31	20.89	37.32
R2	11.32	22.81	1.31	20.87	37.37
R3	11.45	22.76	1.30	20.76	37.43
R4	11.50	22.70	1.31	20.54	37.65
R5	11.66	22.66	1.30	20.53	37.55
R6	11.75	22.59	1.29	20.53	37.54

図表 1-11 令和 6 年度土地利用状況



第 2 章 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の沿革

ごみ処理行政の沿革は、下表に示すとおりである。

図表 2-1 ごみ処理行政の沿革

年 度	経 緯
昭和 47 年	小野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を制定
昭和 48 年	小野市民の良好な環境を保全する条例を制定
昭和 62 年	小野市、社町、東条町環境施設事務組合を設立
平成元年	小野市一般廃棄物最終処分場供用開始 小野クリーンセンター供用開始
平成 10 年	ペットボトル収集開始 小野クリーンセンター焼却炉増設・供用開始
平成 11 年	小野クリーンセンターリサイクル施設供用開始
平成 12 年	粗大ごみの拠点収集開始
平成 19 年	家庭用生ごみ処理機購入補助終了 古紙類収集開始 容器包装（紙・プラスチック）収集開始 ※モデル地区のみ
平成 20 年	無色・半透明ごみ袋導入 小野市環境基本条例を制定
平成 21 年	小野市環境基本計画策定
平成 24 年	容器包装（紙・プラスチック）収集廃止 ※モデル地区のみ
平成 26 年	加西市が広域ごみ処理に加入 小野加東加西環境施設事務組合に名称変更
平成 27 年	粗大ごみ有料戸別収集開始 小野市不法投棄防止条例を制定 不法投棄を許さない都市宣言
令和元年	第 2 次環境基本計画策定
令和 3 年	アルミ缶分別収集開始 小野市一般廃棄物最終処分場第 2 期埋立地改修完了
令和 4 年	第 2 次環境基本計画改定

(2) ごみの分別

本市における分別区分及び収集方法は図表 2-2 のとおりである。

本市の家庭系ごみは、①可燃ごみ、②不燃ごみ、③アルミ缶、④スチール缶・小物金属類、⑤粗大ごみ、⑥びん類（無色、茶色、その他の色）、⑦ペットボトル、⑧古紙類（ダンボール、新聞紙類、雑誌・書籍類、紙パック）、⑨電池類の 9 分別 15 種類でごみステーションによる収集を行っている。

収集方式は、各自治会に設けられたごみステーションに 8 時 30 分までに（粗大ごみは 8 時 00 分までに）搬出し、それを市の塵芥収集作業員又は委託業者が収集する方式をとっている。

なお、事業系ごみについては、ステーション方式による収集は行わず、事業者自ら又は許可業者が回収し、ごみ処理施設に直接搬入して受け入れしている。

図表 2-2 ごみの分別区分及び収集方式等

◆ごみの分別区分及び収集方式

収集区分	収集回数	収集方式
①可燃ごみ	週 2 回	ステーション方式
②不燃ごみ	月 1 回	
③アルミ缶	月 1 回	
④スチール缶・小物金属類	月 1 回	
⑤粗大ごみ	年 2 回	
⑥びん類	月 1 回	
⑦ペットボトル	月 1 回	
⑧古紙類	月 1 回	
⑨電池類	年 6 回	

◆市で収集しないごみ

分類	主な品目	処分方法
家電リサイクル法対象品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	購入した店舗又は兵庫県電機商業組合協力店で処分
自動車リサイクル法対象品目	タイヤ、ホイールなどの自動車部品	購入した店舗で処分
処理困難物	ガスボンベ、薬品、劇薬、シンナー、ガソリン、消火器など	購入した店舗で処分
産業廃棄物	廃プラ、解体に伴う廃材、瓦、壁土、タイル、コンガラ等	産業廃棄物処理業者に処分を依頼

(3) ごみ処理の流れ

本市における令和 6 年度現在のごみ処理・処分の流れ及び各段階における処理主体は図表 2-3 のとおりである。

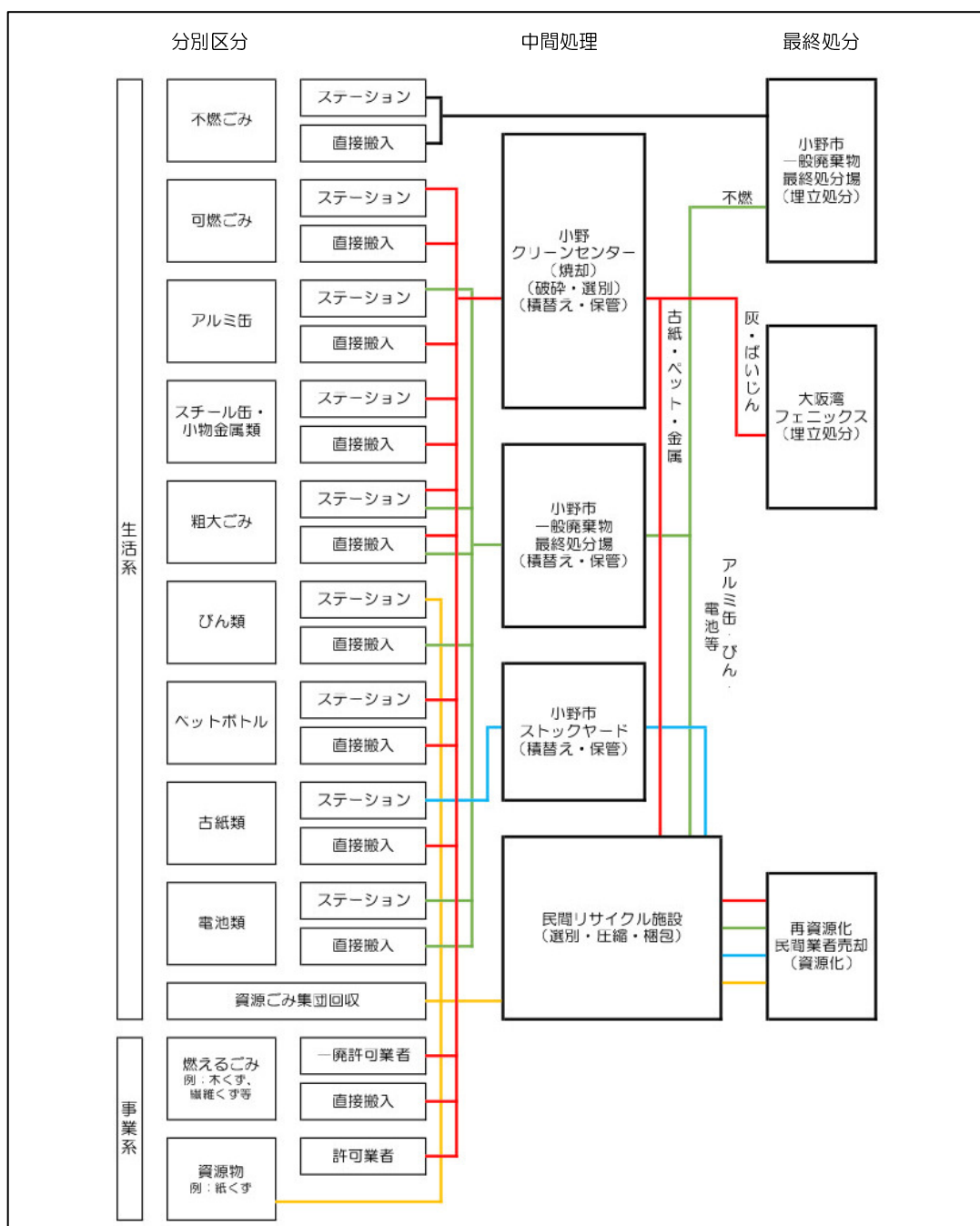
可燃ごみは、ごみ焼却施設（小野クリーンセンター）にて焼却処理している。また、中間処理後に発生する焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター最終処分場（大阪湾フェニックスセンター）へ搬出している。

資源ごみ（ペットボトル、アルミ缶等）は、中間処理施設で選別処理され、資源化を行っている。

不燃ごみは、小野市一般廃棄物最終処分場において最終処分を行っている。

粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で中間処理され、焼却・埋立・資源化を行っている。

図表 2-3 ごみ処理フロー



(4) ごみ排出量の実績と動向

本計画では、環境省が公表する「一般廃棄物処理事業実態調査結果」の最新の実績値（公表値）である令和 5 年度から過去の実績値（公表値）を基にごみ処理に係る実績を把握し、動向を整理する。

① ごみ排出量の推移

本市におけるごみ排出量の推移は図表 2-4 及び図表 2-5 のとおりである。

令和 5 年度のごみ総排出量は 14,776 t となっている。ごみの内訳は、家庭系ごみ 9,657 t（65%）、事業系ごみ 4,774 t（32%）、集団回収 345 t（3%）となっている。

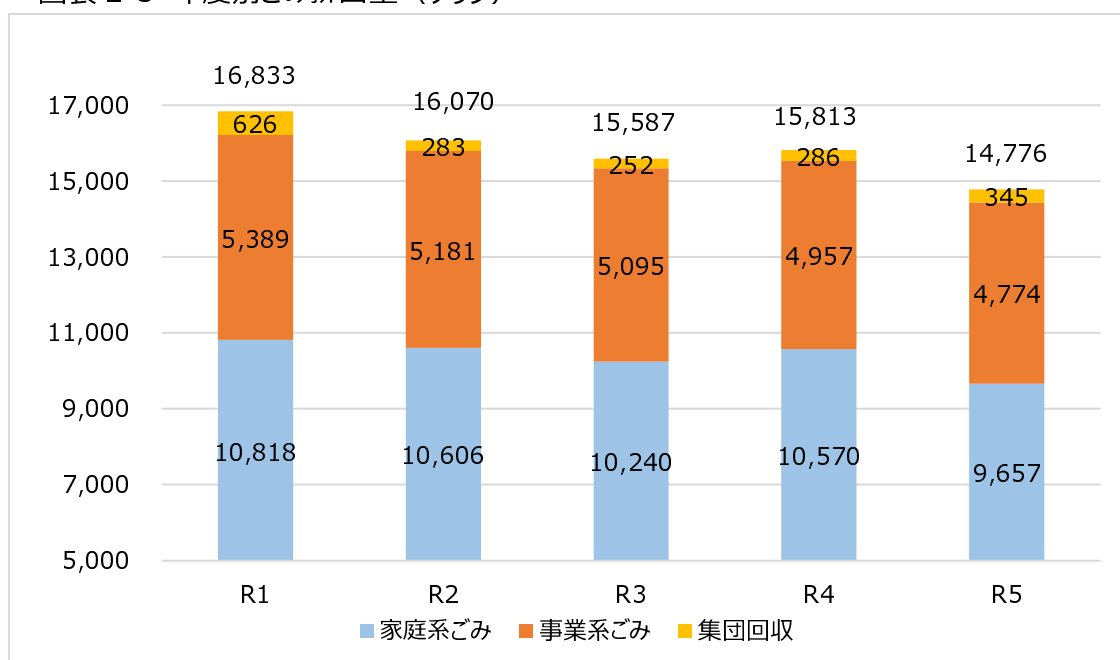
ごみ排出量については、概ね減少傾向となっており、令和元年度と令和 5 年度を比較すると、約 12%の減量となっている。

図表 2-4 年度別ごみ排出量

（単位：t）

	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系ごみ	10,818	10,606	10,240	10,570	9,657
事業系ごみ	5,389	5,181	5,095	4,957	4,774
集団回収	626	283	252	286	345
合計	16,833	16,070	15,587	15,813	14,776

図表 2-5 年度別ごみ排出量（グラフ）



② 生活系ごみの排出状況

本市における生活系ごみの排出量の推移は、図表 2-6、図表 2-7 のとおりである。

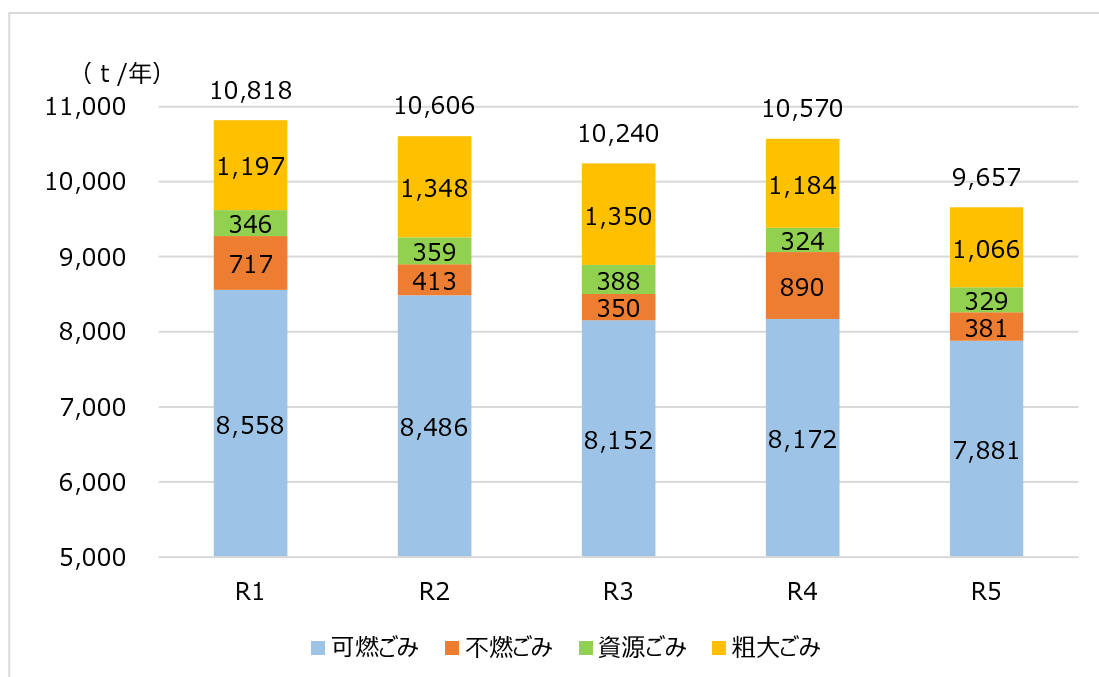
令和元年度以降の生活系ごみの排出量は、減少傾向にある。なお、直接搬入される不燃ごみは、火災等の罹災ごみの受け入れ状況により、大きな差異が生じている。

図表 2-6 生活系ごみの排出量

(単位：t)

区分	種別	R1	R2	R3	R4	R5
収 集	可燃ごみ	8,344	8,186	7,883	7,912	7,606
	不燃ごみ	85	89	87	77	71
	資源ごみ	346	359	388	324	329
	粗大ごみ	620	661	763	566	500
直接搬入	可燃ごみ	214	300	269	260	275
	不燃ごみ	632	324	263	813	310
	資源ごみ	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	577	687	587	618	566
合計		10,818	10,606	10,240	10,570	9,657

図表 2-7 生活系ごみの排出量（グラフ）



③ 事業系ごみの排出状況

本市における事業系ごみの排出量の推移は、図表 2-8、図表 2-9 のとおりである。

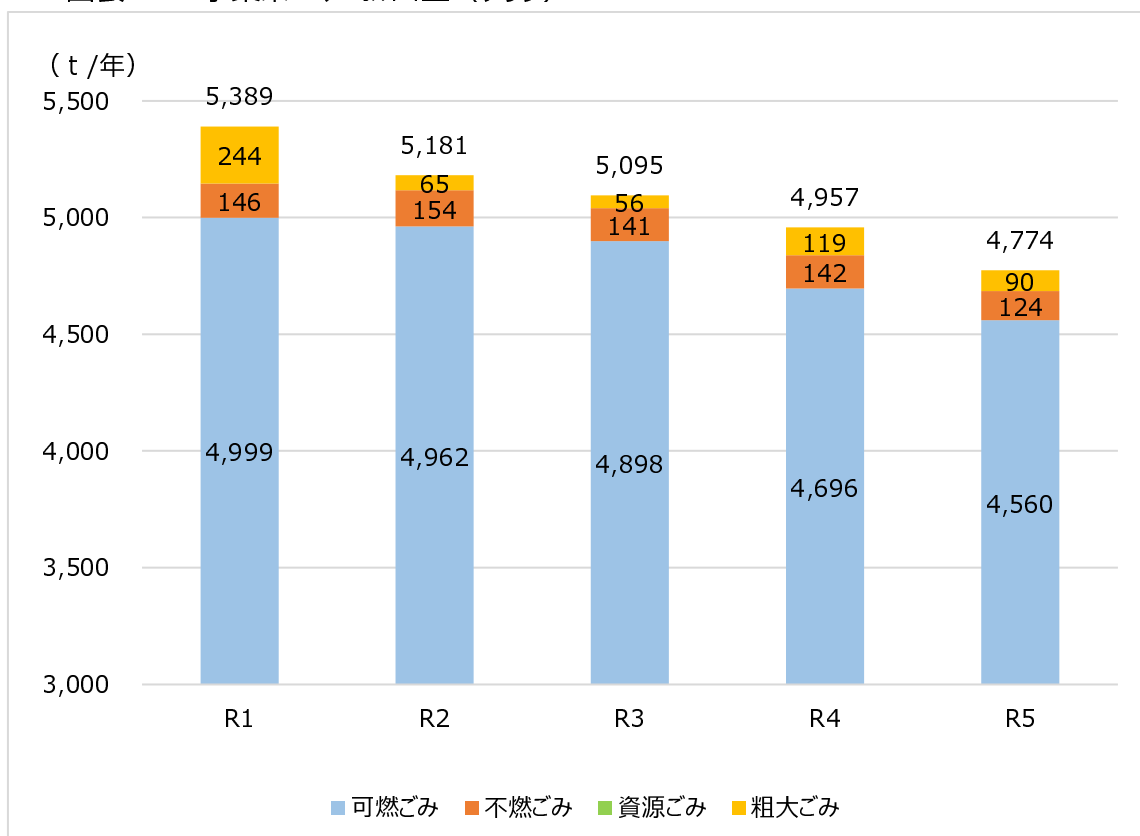
令和元年度以降の事業系ごみの排出量は、減少傾向にある。可燃ごみが 95%程度を占めている。一般廃棄物収集運搬許可業者による搬入量は、減少傾向にある一方、事業者による直接搬入量は、一進一退の状況が続いている。

図表 2-8 事業系ごみの排出量

(単位：t)

区分	種別	R1	R2	R3	R4	R5
収集	可燃ごみ	4,047	3,701	3,697	3,737	3,568
	不燃ごみ	13	8	6	5	6
	資源ごみ	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	0	0	0	0	0
直接搬入	可燃ごみ	952	1,261	1,201	959	992
	不燃ごみ	133	146	135	137	118
	資源ごみ	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	244	65	56	119	90
合計		5,389	5,181	5,095	4,957	4,774

図表 2-9 事業系ごみの排出量 (グラフ)



④ 1人1日当たりのごみ排出量

本市、兵庫県、全国の過去5年間の1人1日当たりのごみ排出量の推移は、図表2-10及び図表2-11のとおりである。全体のごみ排出量でみると、令和4年度は増加に転じたものの、概ね減少傾向にあるが、依然として兵庫県、全国を上回る状況である。

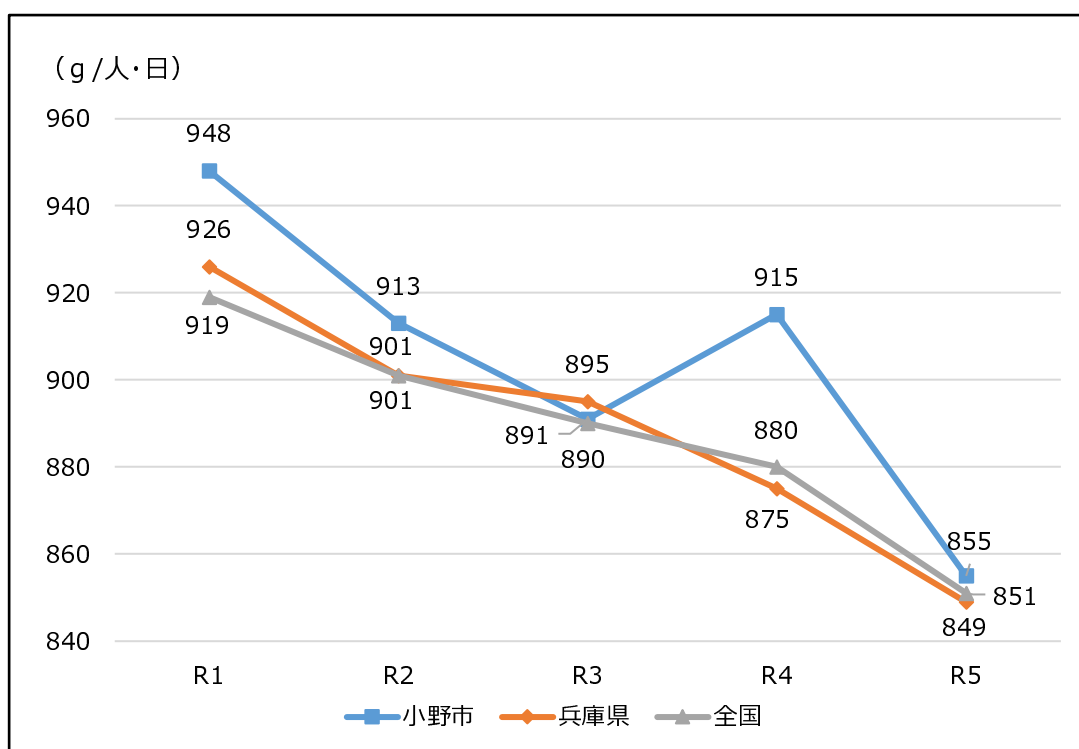
図表 2-10 1人1日当たりのごみ排出量の推移

(単位：g/人日)

	R1	R2	R3	R4	R5
小野市	948	913	891	915	855
兵庫県	926	901	895	875	849
全国	919	901	890	880	851

※1人1日当たりのごみ排出量（原単位）＝ごみ量合計÷人口÷年間日数

図表 2-11 1人1日当たりのごみ排出量の推移グラフ



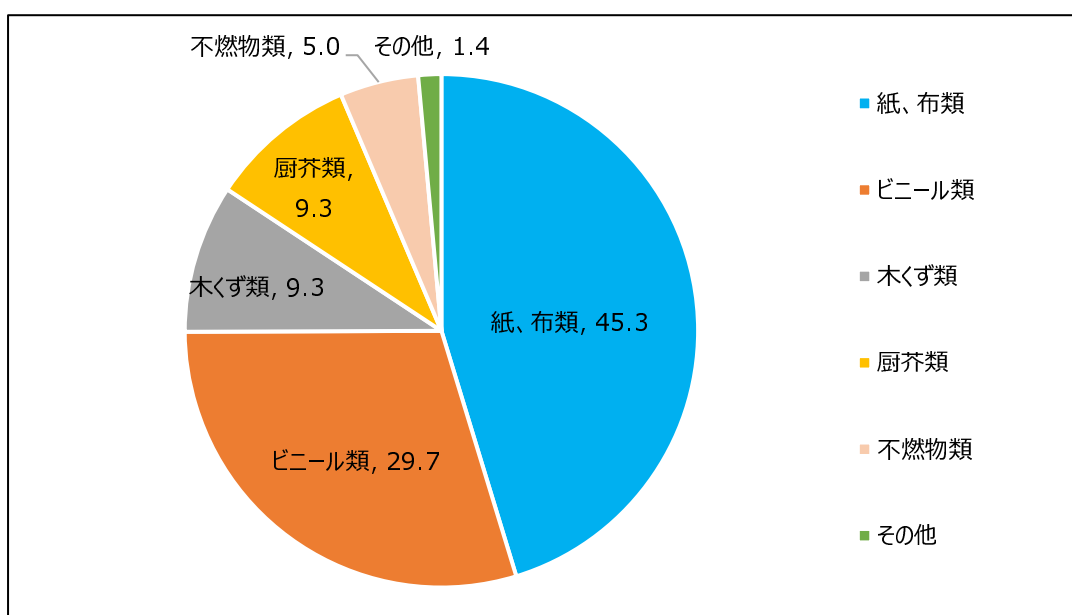
(5) ごみの組成分析

小野クリーンセンターでは、可燃ごみの性状を把握するため、年 4 回の組成分析を実施しており、結果は図表 2-12 及び図表 2-13 に示すとおりである。

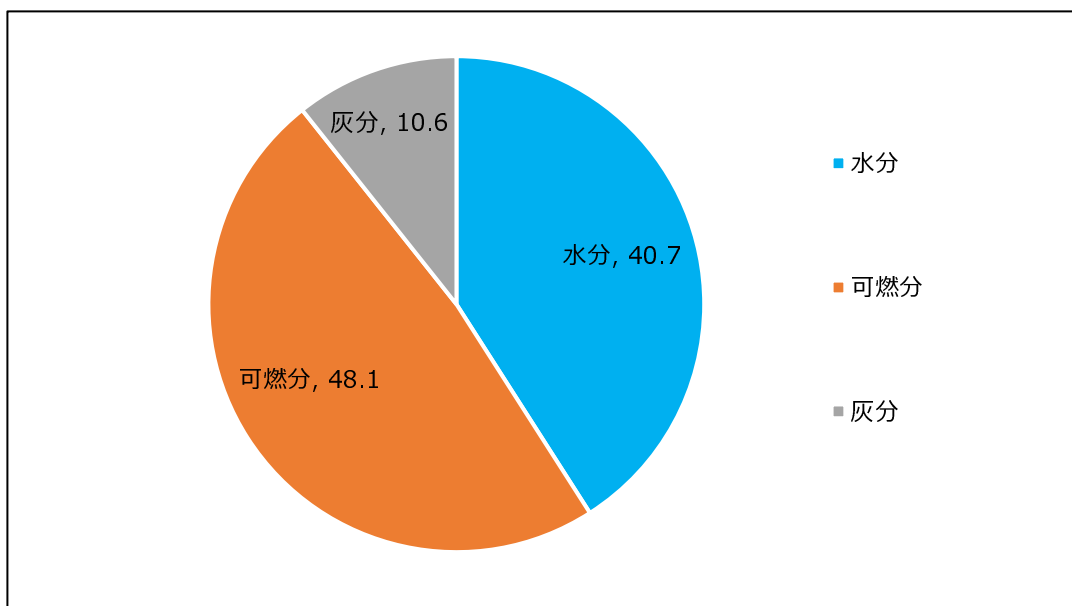
平成 30 年以降のごみの種類別組成の平均値では、紙・布類の比率が最も高く約 45%を占めており、次いでビニール類の比率が約 30%となっており、この 2 種類で全体の約 75%を占めている。

また、成分別で見ると、可燃分が約 48%、水分が約 41%、灰分が約 11%となっている。

図表 2-12 ごみ組成分析結果（組成 6 分類）



図表 2-13 ごみ組成分析結果（3 成分）



(6) ごみ処理の実績

① 中間処理の概要

可燃ごみについては、小野クリーンセンターで焼却処理を行っている。粗大ごみについても小野クリーンセンターの粗大ごみ処理施設にて破碎・選別処理し、可燃ごみは焼却処理を行っている。また、資源ごみについては、小野クリーンセンターや小野市ストックヤード施設等で、保管・選別・梱包して再資源化業者に引き渡し資源化を行っている。

② 中間処理施設の概要

可燃ごみは、小野クリーンセンターの焼却炉で焼却処分を行っている。粗大ごみは、粗大ごみ処理施設にて破碎処理され、鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物に選別処理している。また、ペットボトルは、中間処理施設にて手選別により不適合物を除去し圧縮・梱包処理している。

図表 2-14 中間処理施設の概要

施設名	小野クリーンセンター（小野加東加西環境施設事務組合） ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設			
対象区域	市内全域			
所在地	小野市天神町 538 番地の 1			
施設名	ごみ処理施設		粗大ごみ処理施設	リサイクル施設
処理対象	可燃ごみ		粗大ごみ	ペットボトル
処理能力	45t/24h×2 基	75t/24h×1 基	35t/5h	4t/5h
処理方式	連続焼却式スト ーカ方式焼却炉	連続焼却式スト ーカ方式焼却炉	回転式破碎機	減容、自動梱包
稼働開始	平成元年 4 月	平成 10 年 4 月	平成元年 4 月	平成 11 年 4 月



③ 中間処理量

本市の中間処理量は、図表 2-15 及び図表 2-16 のとおりである。

中間処理の中心は、焼却施設での焼却処分である。

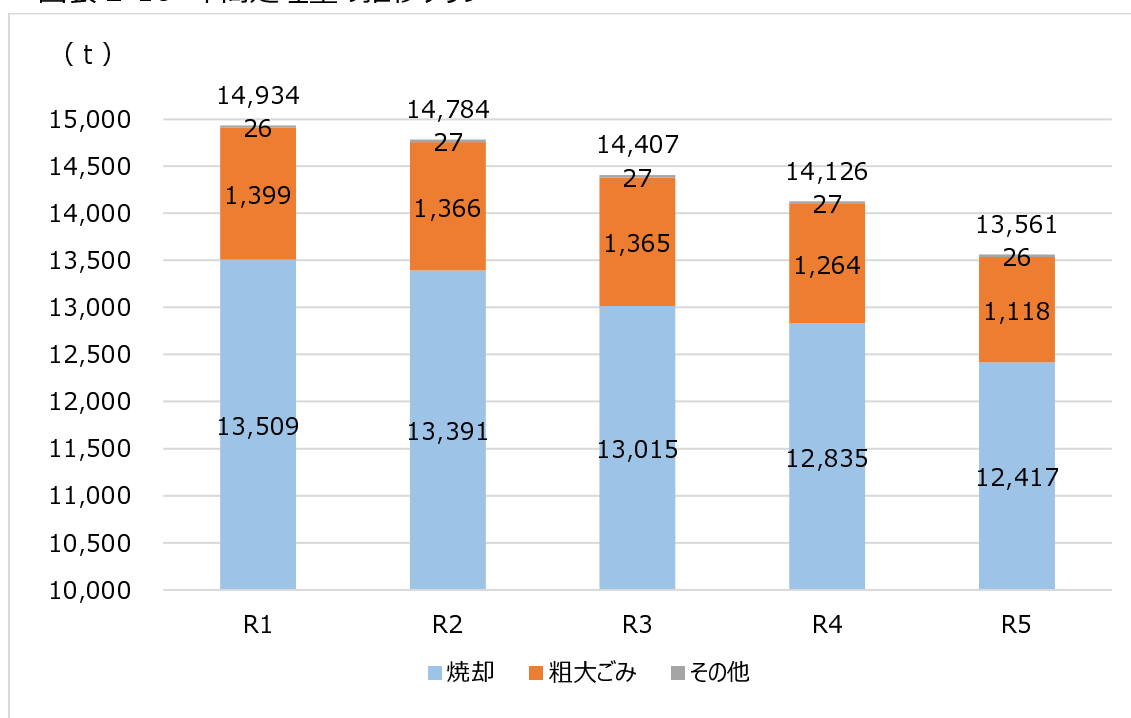
焼却施設以外の中間処理では、ペットボトルやアルミ缶等の分別収集処理を開始するなど、資源化処理を拡大している。また、粗大ごみとして回収されたもののうち、金属類は破碎処理し、資源化している。

図表 2-15 中間処理量の推移

(単位：t)

	R1	R2	R3	R4	R5
焼 却	13,509	13,391	13,015	12,835	12,417
粗大ごみ処理	1,399	1,366	1,365	1,264	1,118
その他	26	27	27	27	26
合 計	14,934	14,784	14,407	14,126	13,561

図表 2-16 中間処理量の推移グラフ



④ 最終処分の施設概要

当市では、図表 2-17 で示す最終処分場で埋立処分をしている。

小野クリーンセンターから排出される処理残渣は、大阪湾フェニックスセンターに搬入して埋立処分を行っている。

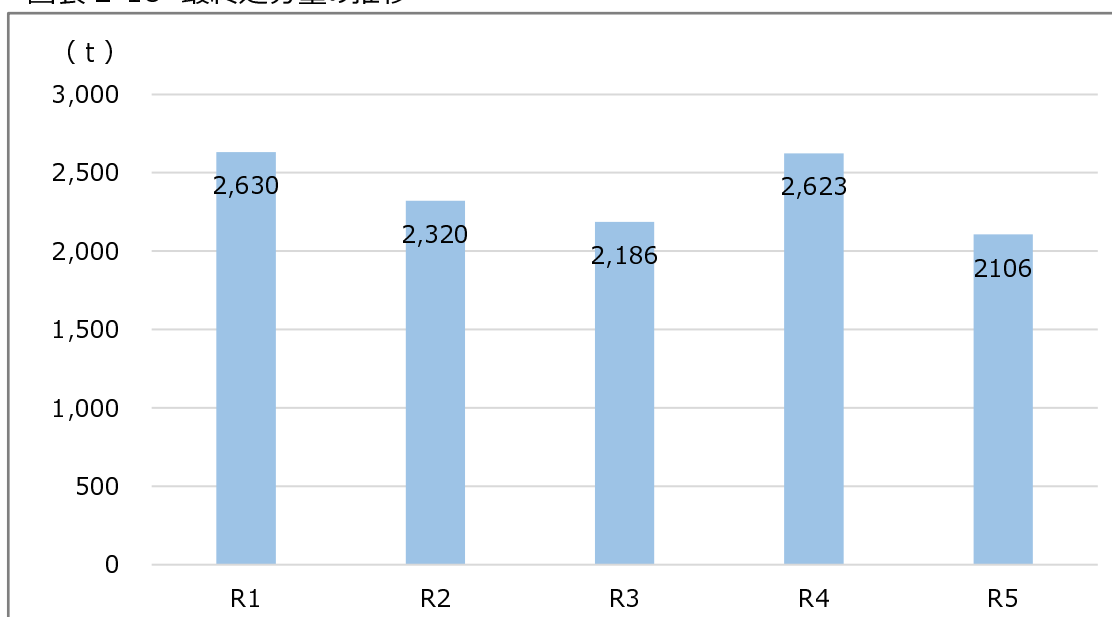
不燃ごみ（蛍光灯を除く。）は、小野市一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行っている。

最終処分量は、図表 2-18 のとおりである。

図表 2-17 最終処分場の概要

地域	市内全域	
施設名	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場	小野市一般廃棄物最終処分場
設置場所	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	小野市天神町 537 番地
埋立面積	880,000 ㎡	17,400 ㎡
埋立容量	1,500 万㎡	61,000 ㎡
設置年月日	平成 13 年受入開始	平成元年 4 月
処理対象廃棄物	一般廃棄物、管理型・安定型 産業廃棄物、管理残土	一般廃棄物

図表 2-18 最終処分量の推移



⑤ ごみ処理に係るコスト

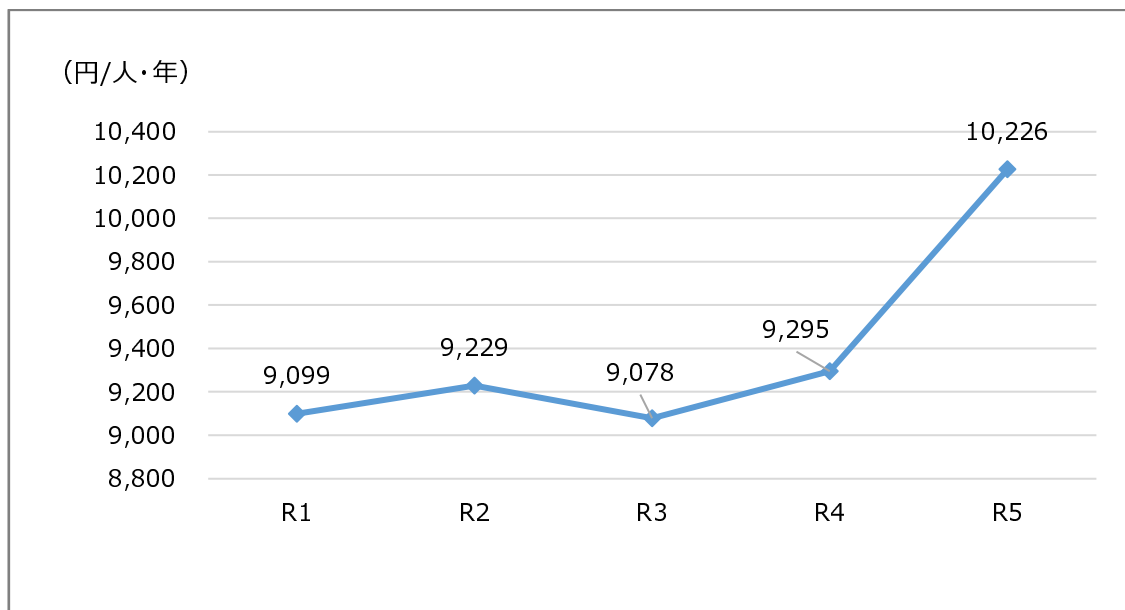
ごみ処理に係るコスト及び人口 1 人当たり年間処理経費は図表 2-19 及び図表 2-20 のとおりである。

図表 2-19 ごみ処理経費

(単位：千円)

	R1	R2	R3	R4	R5
建設・改良費	28	119,281	302,248	0	0
工事費・調査費	28	119,281	302,248	0	0
処理・維持管理費	364,304	367,816	356,264	361,885	438,143
人件費	111,313	101,748	93,025	93,618	100,783
処理費	19,074	29,311	23,886	20,958	21,924
委託料	42,947	44,260	47,511	46,843	47,401
組合分担金	190,970	192,497	191,842	200,466	244,941
その他	0	540	0	8,617	23,094
合 計	364,332	487,637	658,512	370,502	438,143

図表 2-20 人口 1 人当たり年間処理経費



(7) 減量化・再生利用施策

資源物を回収し、ごみの減量化・再生利用の活動に取り組んでいる。

① 資源ごみの分別収集

資源となる、アルミ缶、スチール缶・小物金属類、びん類、ペットボトル、古紙類は月 1 回、電池類は 2 ヶ月に 1 回収集している。

② 集団回収

集団回収は市内の小・中学校の PTA 等が学校区毎に年 1～3 回実施している。各

回収団体が指定する日時に資源ごみ（飲料用紙パック、段ボール、雑誌、新聞紙、布類、アルミ缶、スチール缶、鉄類、バッテリー）を回収している。

本市では、ごみの減量及び資源の有効利用を図ることを目的とし、「小野市資源ごみ集団回収事業奨励金交付要綱」を制定し、各種団体に奨励金を交付している。令和5年度の回収量は、345tとなっている。

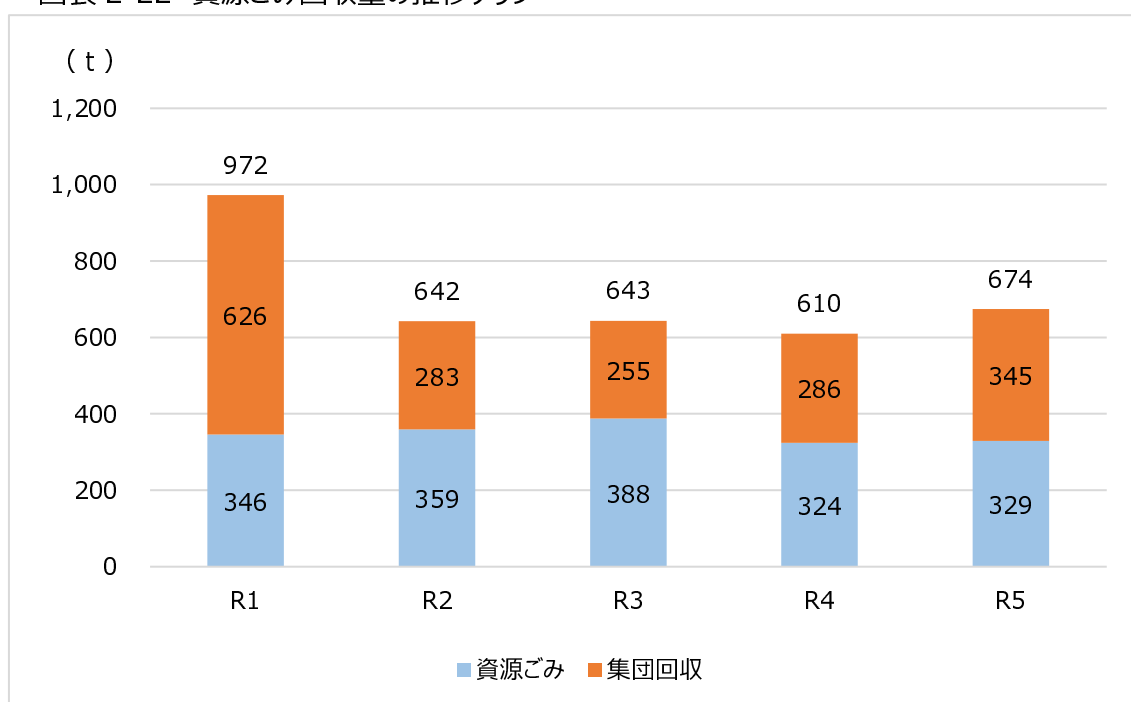
前記①、②の資源ごみの回収量の推移は、図表 2-21 及び図表 2-22 のとおりである。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、各団体が資源ごみの集団回収を中止したことから回収量が減少していたものの、令和5年度以降は集団回収再開の動きがみられたことから、回収量は持ち直しつつある。

図表 2-21 資源ごみ回収量の推移

(単位：t、%)

	R1	R2	R3	R4	R5
資源ごみ	346	359	388	324	329
集団回収	626	283	255	286	345
合計	972	642	643	610	674
リサイクル率	8.0	6.5	6.7	6.3	7.0

図表 2-22 資源ごみ回収量の推移グラフ



(8) ごみ処理の評価

「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）を用い、本市と人口規模や産業構造が類似する全国 36 都市との比較評価を行う。

比較評価に用いる数値は、令和 5 年度一般廃棄物処理事業実態調査に基づくものであり、比較する都市は、総務省が定める類似団体別市町村財政指数表の類型に準拠する。

評価項目は、①人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量、②廃棄物からの資源回収率、③廃棄物のうち最終処分される割合、④人口 1 人当たり年間処理経費、⑤最終処分減量に要する費用の 5 つとする。

類型都市の概要（類似市町村数：36 都市）

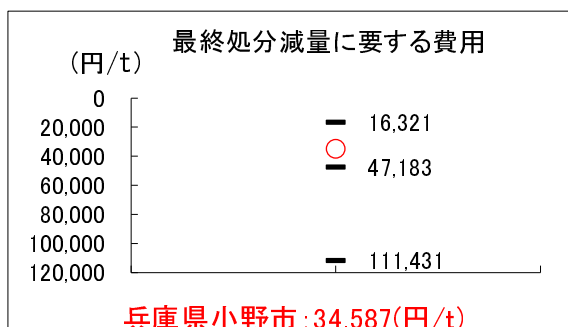
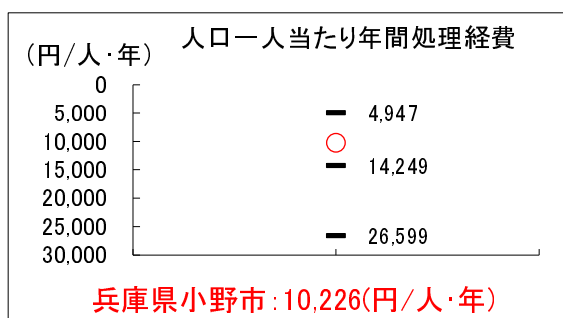
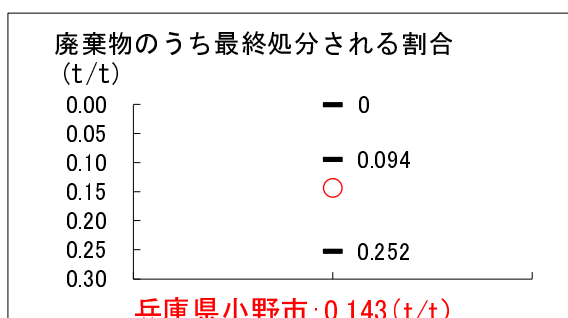
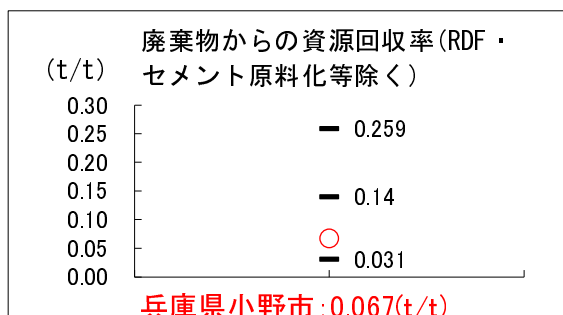
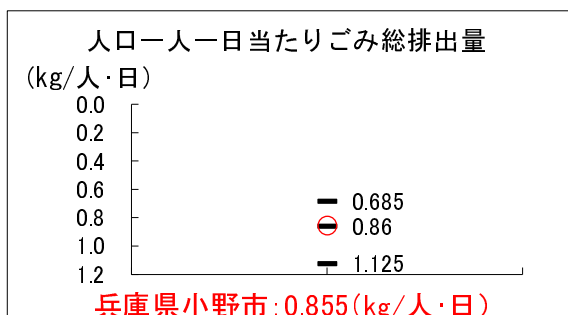
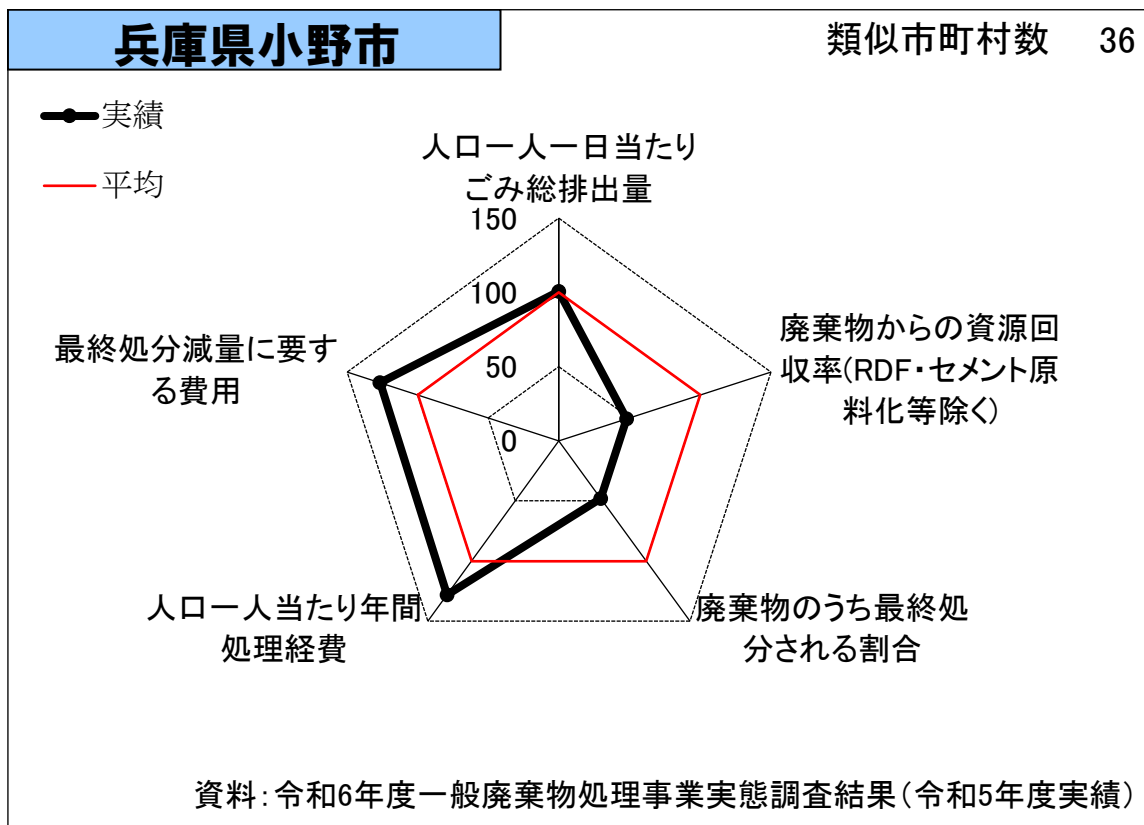
都市形態	都市	
人口区分	I	人口 50,000 人未満
産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率 95%以上 Ⅲ次人口比率 65%未満

図表 2-23 評価支援ツールを用いた類似都市との比較

評価の指標（令和 5 年実績）

	① 1 人 1 日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	② 廃棄物からの 資源回収率 (t/t)	③ 最終処分 される割合 (t/t)	④ 1 人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	⑤ 最終処分減量 に要する費用 (円/t)
小野市	855	0.067	0.143	10,226	34,587
平均	860	0.140	0.094	14,249	47,183
最大	1,125	0.259	0.252	26,599	111,431
最小	685	0.031	0	4,947	16,321

図表 2-24 分析結果



① 1人当たりごみ総排出量

人口1人1日当たりのごみ排出量は、855 g / 人・日となっており、類似団体の平均である860 g / 人・日と同程度となっている。

② 廃棄物からの資源回収率

廃棄物からの資源回収率は、0.067 t / t となっており、類似団体の平均である0.140 t / t の半分以下にとどまっている。

③ 最終処分される割合

廃棄物のうち最終処分される割合は、0.143 t / t となっており、類似団体の平均である0.094 t / t の約1.5倍の水準となっている。

④ 1人当たり年間処理経費

人口1人当たり年間処理経費は、10,226 円 / 人・年となっており、類似団体の平均である14,249 円 / 人・年の約7割の水準となっている。人口1人当たり年間処理経費の過半は小野加東加西環境施設事務組合で運営する小野クリーンセンターの運営に係る負担金が占めている。小野加東加西環境施設事務組合を構成する各市の1人当たりの負担額は、小野市5,185 円、加東市4,495 円、加西市4,323 円となっている。

⑤ 最終処分減量に要する費用

最終処分減量に要する費用は、34,587 円 / t となっており、類似団体の平均である47,183 円 / t の7割未満の水準となっている。

(9) 課題の抽出

① 排出抑制・資源化に関する課題

- ・可燃ごみの組成分析の結果では、紙・布類、ビニール類が全体の約75%を占めており、再資源化可能なものが多く含まれている。
- ・同種の団体と比較して資源回収率が著しく低く、再生利用の取り組みを強化する必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、PTA等による集団回収による回収量が大きく落ち込んでいる。
- ・令和4年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことに伴い、容器包装プラスチックや製品プラスチックの分別収集と再商品化に向けた体制を構築する必要がある。

② 収集運搬に関する課題

- ・本市内に約 600 箇所存在するごみステーションについては、自治会等の利用者の責任によって維持管理される仕組みを保持する。一方、ごみの排出ルールを守らない事例も確認されていることから、ごみカレンダーやごみ大百科、SNS 等を通じて分別排出ルールを徹底する。
- ・現状の収集体制の維持を基本としつつ、高齢化・人口減少社会に柔軟に対応し、サービスの低下を招くことの無いよう努める必要がある。また、地震や水害等に起因する災害廃棄物の収集、分別、運搬が安定的に実施できる体制整備が必要である。
- ・外国人等に向けては、多言語版のごみ収集カレンダー及びごみ分別表を通じて分別排出ルールの啓発を行う。

③ 中間処理に関する課題

- ・小野クリーンセンターは稼働から 36 年が経過しており、設備や機器の老朽化が進行している。今後、小野加東加西環境事務組合の構成市の合意に基づき、「地域に親しまれ、開かれた施設」として、新たなごみ処理施設整備に向けた取組みを円滑に推進する必要がある。
- ・近年、全国的に廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウムイオン電池等に起因する火災事故等が多発しており、小野クリーンセンターにおいても頻繁に発生している。火災事故等が発生した場合、施設そのものへの被害に加え、作業員に対しても危害が及ぶ危険性がある。また、廃棄物処理施設が火災事故等により稼働停止し、廃棄物処理が滞る場合には、市民の生活環境保全上の支障等に大きな影響を及ぼすこととなることから、適正処理の対策を講じる必要がある。

④ 最終処分に関する課題

- ・不燃ごみの埋め立て処分を行う小野市一般廃棄物最終処分場は、令和 3 年度に第 2 期埋立地改修工事が竣工し、十分な残余容量を確保している。また、小野クリーンセンター焼却残渣については、大阪湾フェニックスセンターによる港湾整備と廃棄物の適正処理を目的に埋立処分が行われているが、同規模団体と比較して、廃棄物のうち最終処分される割合が高いことから、ごみの発生抑制と資源化を推進し、最終処分量の削減に努める必要がある。

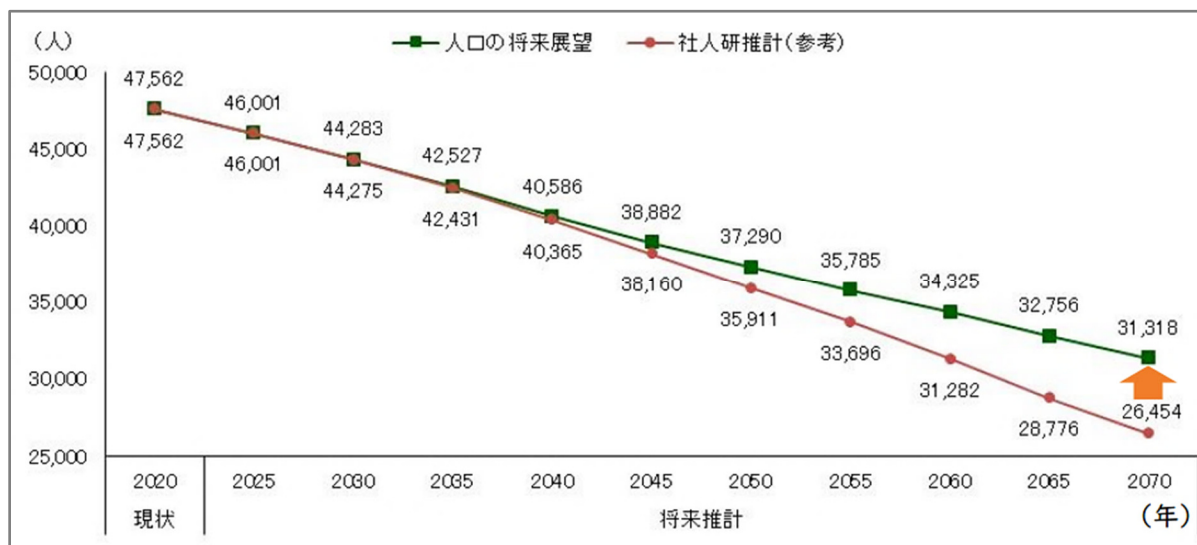
第3章 将来推計

(1) 将来人口の推計

2024（令和6）年3月に改訂した「小野市人口ビジョン」において、2070年の人口目標として、総人口31,000人を設定したところである。

今後においても人口は減少傾向が続くと考えられ、本計画の目標年度である2035（令和17）年度には42,527人になると推計されており、2025（令和7）年度と比較すると、約7.6%減少することとなる。

図表 3-1 人口の将来展望 出典「小野市人口ビジョン」



(2) ごみ排出量の推計

平成25年度から令和5年度までの種類別ごみ排出量の実績を基に、今後新たな取り組みを行わず、現状のまま推移した場合のごみ排出量を推計する。

ごみの総排出量は、今後も緩やかに減少傾向が続くと考えられ、目標年度である2035（令和17）年度の排出量は12,826tとなり、2023（令和5）年度と比較すると、約13%に相当する1,950tが減少するものと推計した。

図表 3-2 ごみ排出量の将来推計

(単位：t)

項目 \ 年度	実績	推計		
	2023 (R5)	2026 (R8)	2030 (R12)	2035 (R17)
生活系ごみ	9,657	9,005	8,735	8,412
事業系ごみ	4,774	4,392	4,261	4,103
集団回収	345	332	322	311
合計	14,776	13,729	13,318	12,826

第4章 ごみ処理基本計画

ごみ処理の現状及び評価、将来推計等を踏まえ、循環型社会形成に向けた基本理念及びそれを実現するための基本方針や目標、目標達成に向けた施策を示す。

(1) 基本理念

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わり、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷を低減する循環型社会の実現を目指す。3R（Reduce：排出抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）を推進し、人と自然が共生する“エコ・シティおの”を次世代へとつないでいく。

減らそうごみ、活かそう資源 みんなで築く循環型社会
～循環型社会に向けた未来への一歩 Challenge to change～

(2) 基本方針

基本理念の実現に向け、次の3つの基本方針を定め、施策を展開する。

基本方針1 ごみの分別とリサイクルの推進

可燃ごみや不燃ごみの中には、資源として活用可能なものが混入している。分別の徹底や民間事業者との連携により、資源を再生利用する取組みを推進する。

基本方針2 ごみの減量推進

市民や事業者を対象に、3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）やごみの減量・資源化に関する環境教育活動及び啓発活動を実施する。

基本方針3 ごみ処理の広域化の推進と処理システムの再構築

小野市、加東市、加西市が連携し、“地域に親しまれ、開かれた施設”を基本理念に掲げ、環境負荷の低減やエネルギーの有効活用も考慮した新たなごみ処理施設の建設を推進する。循環型社会の実現に向けて分別区分や収集方法を見直し、円滑な移行が可能となるよう、処理システムを再構築する。

(3) 目標の設定

2023（令和 5）年度のごみ排出量を基準値とし、近年のごみ排出量の実績を用いて、目標年度のごみ排出量を推計した。1 人 1 日当たりごみ排出量については、2035（令和 17）年度に 791 g / 人・日を目標とする。

図表 4-1 に示す計画目標値は、県・市の上位計画の目標値には及ばない目標値となっているが、まずは、本計画の目標値を目指すこととする。

図表 4-1 計画目標値

項 目	単位	【基準値】 2023（R5）	【中間目標】 2030（R12） （増減）	【最終目標】 2035（R17） （増減）
1 人 1 日当たり ごみ排出量	g / 人・日	855	800 (55 g 減)	791 (64 g 減)
1 人 1 日当たり 家庭系ごみ排出量	g / 人・日	540	481 (59g 減)	459 (81 g 減)
1 人 1 日当たり ごみ焼却量	g / 人・日	770	650 (120 g 減)	622 (148 g 減)
ごみ総排出量	t / 年	14,776	12,924 (1,852t 減)	12,304 (2,472t 減)
最終処分量	t / 年	2,106	1,820 (286 t 減)	1,700 (306 t 減)
リサイクル率	%	7.0	14.4 (7.4%増)	16.9 (9.9%増)

(4) ごみ排出量抑制のための方策

ごみの排出量を抑制し、循環型の社会を実現するためには、市民、事業者、行政による適切な役割分担のもと、それぞれが積極的な役割を果たし、協働でごみの排出を抑制することが必要である。

ごみ減量及びリサイクル促進に向けたスローガン

リサイクル まかせず頼らず 自分から

主 体	取組内容
市民	・3R（Reduce：リデュース＝減量、Reuse：リユース＝再使用、Recycle：リサイクル＝再資源化）の取組みによるごみの減量化・資源化に努める。 ・食品ロスや水分を多く含んだごみの削減に向け、「使い切り」「食べきり」「水きり」の“3きり運動”を推進する。

市民	・再生品、詰め替え品の積極的な利用によるごみの排出抑制や、エコマーク認定商品など、環境負荷が少ないものを選択する。 ・商品の購入に際しては、簡易包装のものや再生品の包装を使用したものを購入するなど、ごみの減量につながる購入を心がける。 ・購入前に必要性を熟考し、購入の際には環境負荷の小さいものを選ぶ「グリーン購入」に努める。 ・会食時等の「30・10（さんまる いちまる）運動」やフードドライブに協力することで、食品ロスを削減する。 ・買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋等のワンウェイプラスチックの使用を抑制する。 ・繰り返し利用可能なマイカップ、マイ箸等を利用する。 ・PTA や自治会等の団体が行う資源ごみ集団回収やスーパー等の小売店の店頭回収に参画し、ごみの資源化に協力する。
事業者	・再使用可能な商品の製造・販売に取り組む。 ・製造工程においても、廃棄物の発生が抑制される工夫を行う。 ・簡易包装商品の販売やレジ袋の削減に取り組む。 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を適切に行う。 ・自社製品から生じた廃棄物の回収に努め、回収した廃棄物の再利用等を通じた循環利用の促進を図る。 ・リサイクル技術の研究開発に取り組む。
行政	・ごみカレンダーやごみ大百科など、ごみ分別に関する資料の作成、配布や多言語対応など、適正な分別排出に係る情報発信に努める。 ・ごみステーションで不適正排出物が発見された際には、回覧による啓発や警告ステッカーを貼って取り残すなど、適正排出への理解を促進する。 ・資源ごみ集団回収事業奨励金を交付し、PTA 等の団体による資源ごみ回収活動を支援する。 ・ごみステーション整備に要する費用を助成し、利用者の利便性向上と適正な分別を推進する。 ・プラスチックごみの分別収集及び再商品化の実施に向け、市民との対話を進める。 ・民間事業者と連携し、環境学習等を行うことで、3R の啓発活動を展開する。 ・刈草・剪定枝の堆肥化や廃食油のリサイクルなど、リサイクル率向上に向けた取組推進を検討する。 ・民間事業者と連携し、不用品の再使用（リユース）やパソコン等の小型家電のリサイクルを促進する。

行政	・リチウムイオン電池が他のごみに不適切に残留・混入することを防ぐため、ホームページや広報等を通じて適正排出を周知するとともに、分別区分の見直しを検討する。
----	---

(5) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

ごみの分別区分は、全地域において図表 4-2 に示すとおりである。今後、ごみ質の変化や循環型社会の実現に向け、今後、発火性危険物の分別収集に加え、容器包装プラスチックやプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化への取り組みや新ごみ処理施設整備に伴う処理方法の見直し等により、必要に応じて分別区分を変更することとする。

図表 4-2 分別区分と主なごみの内容

分別区分	ごみの内容
可燃ごみ	生ごみ類、紙くず類、プラスチック製品類、革・布類、衣類、木くず類、その他可燃性のもの
不燃ごみ	瀬戸物、陶器、蛍光灯、びん以外のガラス製品
アルミ缶	アルミ缶
スチール缶・小物金属類	スチール缶・小物金属類
粗大ごみ	自転車類、金属類、寝具類、電化製品、建具類
びん類	茶色、無色、その他の色
ペットボトル	「PET1」のマークがついているもの
古紙類	新聞紙類、段ボール類、雑誌・書籍類、紙パック
電池類	乾電池、ボタン電池、リチウムイオン電池

(6) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的な事項

① 収集運搬計画

家庭ごみは、市が収集運搬を行い、事業系ごみは事業者自らの責任において、適切に行うこととする。

家庭ごみは、自治会等が設置・管理するごみステーション回収方式の継続を基本とし、一部高齢者や障がい者など、ごみステーションへのごみ出しが困難な方には、個別にごみ収集を行う「ハートフルごみ収集事業」を実施する。

当市の地勢やごみステーションの分布、収集区分や収集量に応じて効率的な運搬を行うことができるよう、配車体制を整備する。

容器包装プラスチックやプラスチック使用製品廃棄物などを念頭に、今後、分別区分や収集回数について、必要に応じて見直しを行うこととする。

② 中間処理計画

中間処理については、小野クリーンセンターにおける一般廃棄物の焼却処分が中心となっており、最終処分される量を可能な限り低減することを目標とする。また、供用開始から 36 年が経過し、老朽化が進んでいることから、長寿命化に向けた維持修繕を適切に行うこととする。

③ 最終処分計画

小野市一般廃棄物最終処分場は、令和 3 年度に第 2 期埋立地改修工事を施工することで十分な容量と残余年数が確保されているが、更なる延命化に向け、埋立処分量の減量に努めるものとする。

また、小野クリーンセンターで発生した焼却残渣は、大阪湾フェニックスセンターにおいて埋立による最終処分が行われているが、今後においても同センターによる埋立処分を行うことを基本とする。

(7) ごみ処理施設の整備に関する事項

中間処理は、小野加東加西環境施設事務組合が運営する小野クリーンセンターが主体となっており、最終処分は、市及び大阪湾フェニックスセンターが行っているところである。

① 中間処理施設

小野加東加西環境施設事務組合では、ごみ焼却施設とリサイクル施設（粗大ごみ処理施設、リサイクル施設）を整備し管理運営をしている。ごみ焼却施設は平成元年 4 月に供用を開始し、稼働から 36 年が経過し、また、リサイクル施設は平成 11 年 4 月に供用を開始し、稼働後 26 年が経過している。

施設の老朽化に伴い長寿命化を図るための工事費等の増大が見込まれるとともに、地域との協定による 50 年の稼働期間の終了が迫っているところである。将来にわたって安定的にごみ処理を継続するため、令和 5 年 9 月 7 日に締結した「小野加東加西環境施設事務組合新クリーンセンター建設に係る覚書」に基づき、新たなごみ処理施設の建設を推進する必要がある。新施設は、「地域に親しまれ、開かれた施設」を基本理念とし、環境への配慮はもとより、発生した余熱の有効活用や大規模災害時の対応も考慮した施設として、小野加東加西環境施設事務組合の構成 3 市が協力して整備事業を推進するものとする。

② 最終処分場

ブロック・レンガ・瓦等のガレキ類や不燃系ごみは、一般廃棄物最終処分場において埋立処分を行っている。令和 3 年に第 2 期埋立地改修工事を施工したところであるが、施

設の長期利用を実現するため、更なるごみの減量化・減容化に努めていく必要がある。

また、小野加東加西環境施設事務組合から排出される焼却残渣の埋立処分は、大阪湾フェニックスセンターにおいて行っている。廃棄物処理量の減少による事業期間の長期化など、同センターが抱える課題を注視しつつ、今後も同様の手法で処分するものとする。

(8) 持続可能なごみの処理体制に関する事項

① 経費の抑制

今後、人口減少等により市の財政規模の縮小や 1 人当たりのごみ処理経費の負担増が予想されることから、企業会計的な考え方を取り入れた環境省「一般廃棄物会計基準」に基づき、ごみ処理に関するコストの“見える化”と分析を行い、市民ニーズやごみ排出量に応じた適正な収集体制を構築していく。

② ごみ処理有料化

ごみ処理の有料化は、経済的インセンティブを活用して一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、国が推奨する制度である。近年導入する自治体が増加し、全国では約 7 割の自治体が既に導入している。

本市の 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は減少傾向にあるが、小野加東加西環境施設事務組合構成市である加東市、加西市と比較すると、約 28% も多い状況にある。加東市、加西市はすでにごみ処理有料化を実施しており、新たなごみ処理施設の稼働を見据え、今後のごみ排出量の推移等を見ながら、当市においても有料化に向け、本格的な検討を進める。

③ 許可計画

廃棄物処理法第 7 条第 5 項及び第 10 項の規定を踏まえ、一般廃棄物処理業の許可については、資源循環型社会の形成と、ごみの減量化・リサイクルを推進する観点から対応する。

基本的な方針としては、本市のごみ減量化への取り組み、現行の許可業者の状況等を踏まえ、収集運搬業については抑制、処分業については内容を精査した上での促進を原則とする。

なお、詳細については、毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」で定めるものとする。

(9) その他ごみの処理に関し必要な事項

① 啓発事業の実施

環境学習や環境教育に積極的に取り組む小・中学校等への支援や「トライやる・ウィーク」等の体験活動を通じ、次世代を担う子供たちへの啓発活動を実施する。

また、官民の連携のもと、環境学習の開催や社会見学の実施など、市民の環境意識の高揚を図る。

② 不法投棄対策

山間部の道路沿いなど、人目に付きにくい場所において、家電製品やタイヤなどの不法投棄が発生している。

啓発看板や監視カメラの設置や不法投棄監視パトロールなど、未然防止を推進するとともに、早期発見・撤去を行いながら、小野警察署と連携しながら行為者の特定に努めるものとする。

また、市民への情報提供や監視強化のため、「小野市不法投棄マップ」の作成・配布や広報を通じた啓発活動を展開する。

③ 災害対策

近年、地球温暖化等に起因して大雨等の気象災害の激甚化・頻発化が進んでいる。また、当市においては、南海トラフ地震の最大震度 6 弱、山崎断層帯地震の最大震度 7 が想定されている。

災害発生時には、被災建物のがれき類や避難場所からのごみなど、一時的に多量のごみの発生が予想される。また、災害の種類や被災の程度により、小野クリーンセンターの処理能力を大幅に上回る災害ごみが発生する可能性や、小野クリーンセンターが稼働不能となる可能性もあることから、県や応援市町及び関係一部事務組合とで締結した「市町相互応援協定」に基づく広域的な連携のもと、災害ごみの処理に取り組むなど、「小野市災害廃棄物処理計画」に基づき対応するものとする。

第5章 フォローアップ

(1) 計画の周知

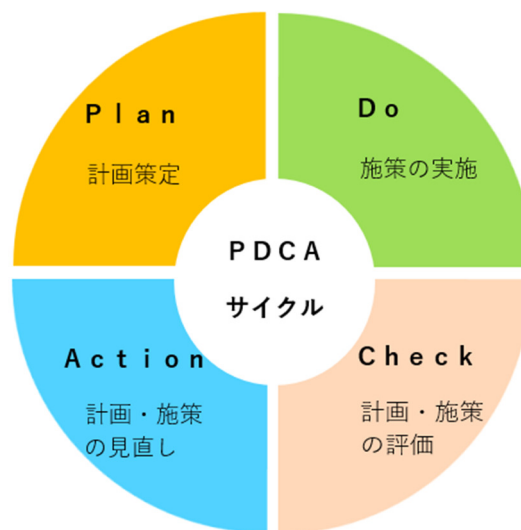
市民・事業者・行政の各主体が、本計画に対する理解を深め、主体的かつ積極的にごみの減量や資源化に向けた取り組みを推進していく必要があることから、広報おのやホームページ等の媒体を活用し、広く周知する。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」において、目標値の達成状況の確認と、各施策の効果判定等の進行管理を行う。

また、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、P D C A「計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）」のサイクルによる進行管理を行うこととする。

図表 5-1 PDCA サイクルによる進行管理イメージ



(3) 計画の見直し

中間目標年度である 2030（令和 12）年度に本計画の評価及び見直しを行うこととする。なお、廃棄物を取り巻く環境の変化や社会情勢の大きな変動が生じた場合等においては、必要に応じて本計画を見直すこととする。